

西郷村告示第239号

令和5年第3回西郷村議会臨時会を、下記のとおり招集する。

令和5年12月22日

西郷村長 高橋 廣志

記

1. 期 日 令和5年12月27日

2. 場 所 西郷村議会議場

3. 付議事件

議案第92号 新庁舎整備事業 令和5・6・7年度債務負担
行為西郷村新庁舎建設工事請負契約について

議案第93号 令和5年度西郷村一般会計補正予算（第8号）

議案第94号 西郷村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び
災害の発生の防止に関する条例

応 招 不 応 招 議 員

・ 応招議員（16名）

1 番 小澤 佑太君	2 番 須藤 正樹君	3 番 山崎 昇君
4 番 鈴木 昭司君	5 番 大竹 憂子君	6 番 鈴木 修君
7 番 君島 栄一君	8 番 鈴木 武男君	9 番 河西 美次君
10 番 真船 正康君	11 番 鈴木 勝久君	12 番 藤田 節夫君
13 番 上田 秀人君	14 番 大石 雪雄君	15 番 矢吹 利夫君
16 番 真船 正晃君		

・ 不応招議員（なし）

令和5年第3回西郷村議会臨時会

議事日程（1号）

令和5年12月27日（水曜日）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第94号 西郷村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例
- 日程第 4 議案第92号 新庁舎整備事業 令和5・6・7年度債務負担行為西郷村新庁舎建設工事請負契約について
- 日程第 5 議案第93号 令和5年度西郷村一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 6 閉会

・出席議員（16名）

1番 小澤佑太君	2番 須藤正樹君	3番 山崎 昇君
4番 鈴木昭司君	5番 大竹憂子君	6番 鈴木 修君
7番 君島栄一君	8番 鈴木武男君	9番 河西美次君
10番 真船正康君	11番 鈴木勝久君	12番 藤田節夫君
13番 上田秀人君	14番 大石雪雄君	15番 矢吹利夫君
16番 真船正晃君		

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	高橋廣志君	副 村 長	真船 貞君
教 育 長	秋山充司君	参 事 兼 総 務 課 長	田部井吉行君
企画政策課長	関根 隆君	財 政 課 長	渡部祥一君
防 災 課 長	和知正道君	環 境 保 全 課 長	今井 学君
産業振興課長	相川哲也君	建 設 課 長	相川 晃君

・本会議に出席した事務局職員

議会事務局長 兼 監 査 委 員 主 任 書 記	黒 須 賢 博	事務局次長兼 議事係長兼 監査委員書記	佐 川 典 孝
議会事務局 庶務係長	保 坂 真 理		

◎開会と開議の宣告

- 議長（真船正晃君） おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまから令和5年第3回西郷村議会臨時会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

- 議長（真船正晃君） 地方自治法第121条の規定により、説明のため執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきました。
本日の会議には、村長、副村長、教育長及び総務課長のほか、議案に関係する各担当課長が出席しております。
それでは、本日の日程に入ります。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（真船正晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議規則第127条の規定により、会議録署名議員に7番君島栄一君、8番鈴木武男君の両名を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（真船正晃君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。
会期につきましては、本日1日としたいと思いますが、ご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）
○議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案の上程（議案第94号、議案第92号、議案第93号）

- 議長（真船正晃君） それでは、日程第3、議案第94号、日程第4、議案第92号、日程第5、議案第93号までの議案3件を一括上程いたします。

◎提案理由の説明

- 議長（真船正晃君） 提出議案に対する提案理由の説明を求めます。
村長、高橋廣志君。
○村長（高橋廣志君） 本日提案いたしました議案の大要についてご説明申し上げます。
提出議案は、議案第92号「新庁舎整備事業 令和5・6・7年度債務負担行為西郷村新庁舎建設工事請負契約について」のほか、補正予算1件、条例の制定1件の計3議案でございます。
まず、議案第92号「新庁舎整備事業 令和5・6・7年度債務負担行為西郷村新庁舎建設工事請負契約について」ご説明申し上げます。
新庁舎建設工事について、議会の議決に付すべき工事請負契約案件であるため、議決を求めるものであります。
次に、議案第93号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第8号）」につきましてご説明申し上げます。
令和5年度西郷村一般会計補正予算（第8号）は、西郷村生活改善センター解体工

事について、債務負担行為限度額の変更を行おうとするものであります。

次に、議案第94号「西郷村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」につきましてご説明申し上げます。

土砂等の埋立て等について必要な規制を行うことにより、土壌汚染及び災害の発生を防止し村民の生活の安全を確保するため、条例を制定しようとするものであります。

以上が議案の概要でございます。細部につきましては担当課長より説明させていただきますので、ご審議の上、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（真船正晃君） 村長の提案理由の説明が終わりました。

◎議案内容の細部説明

○議長（真船正晃君） 続いて、議案第94号に対する細部説明を求めます。
建設課長。

（建設課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 建設課長の説明が終わりました。

次に、議案第92号に対する細部説明を求めます。

企画政策課長。

（企画政策課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 企画政策課長の説明が終わりました。

続いて、議案第93号に対する細部説明を求めます。

財政課長。

（財政課長、議案書により細部説明）

○議長（真船正晃君） 財政課長の説明が終わりました。

以上で細部説明が終わりました。

◎議案第94号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） それでは、日程第3、議案第94号に対する質疑を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第94号「西郷村土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長（真船正晃君） 挙手全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） ここで、日程第4号に入る前に、これより午前10時45分まで休憩いたします。

(午前10時25分)

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

(午前10時45分)

◎議案第92号に対する質疑、討論、採決

○議長（真船正晃君） これより、日程第4、議案第92号に対する質疑を許します。

11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 議案第92号「新庁舎整備事業 令和5・6・7年度債務負担行為西郷村新庁舎建設工事請負契約について」、質疑いたします。

まず、8月の時点でこの入札を行いました。不調に終わりました。その原因はどこにあったのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休憩いたします。

(午前10時47分)

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

(午前10時48分)

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 質問を変えます。今回、新庁舎工事に関わり、再度入札が行われるということでございます。それは、今申しましたように、8月が不調に終わり、再度ということになってしまったわけでございますけれども、この新庁舎建設工事に入札者、入札会社何社入りましたか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

追加で、令和5年第3回臨時会資料、議案第92号関係ということで、西郷村新庁舎建設工事総合評価方式制限付一般競争入札の結果報告書を配付させていただきました。

その中の11ページをご覧いただきたいのですが、11ページの（オ）入札執行ということで参加企業名が記載されてございます。受付番号1番の株式会社大林組東北支店ということで1社となっております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 私たちが素人といっても、それほど素人じゃないんですけども、この1社入札というのは、入札の条件として整うのかということなんですけれども、いかがなんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

一般競争入札につきましては、競争性が十分確保されているため、入札参加者が1社でも入札の執行は問題がございません。これは、財務事務提要にも記載されてございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 1社でも成立するというところで、これはオーケーですね。

日経新聞に12月6日、公共工事物価高騰による増額というのが出ていまして、国発注の4割で追加費用が頻発しているということなんです。契約変更がなかなか実態として見えないということですけども、これは新たな契約なので、そういうことはないと思うんですけども、この契約、債務負担行為、前回と比べまして約4億円増に近い契約の内容になっております。その内容、要は単価設定ですけども、予定価格、その単価設定にこの4億円って、どのような位置づけで4億円増額になったのか、簡単でいいので教えていただけますか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

9月の全員協議会におきまして、債務負担行為の限度額を変更した際にも説明はしておりますが、前回公告の入札に対しまして、予定価格と入札価格の大幅な乖離があったため、再見積もりの徴取や、福島県建築工事積算基準の諸経費の改定に伴う再積算を行っております。

その結果、設計価格ベースで約1.2倍程度の上昇がありました。増額の主なものとしたしましては、建築工事では鉄骨、コンクリート、建具等、電気設備工事につきましては、電灯設備、動力設備、受変電設備等、機械設備工事につきましては、空調等の自動制御設備、エレベーター設備が大きく上昇していたところです。建築工事に係る全ての部材が据置きか、または上昇している状況でございました。

さらに、福島県の建設工事積算基準の改定によりまして、諸経費も増額となっていたところで設計を見直したところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） 大林組から、VE提案の提出というものがありません。これは、向こうからどのような申出があったんでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

VE提案につきましては、結果報告書の10ページをご覧くださいなのですが、ちょっと手元に資料を持ってきておりませんので、VE提案の詳細の内容はちょっと今答えることができないのですが、VE提案として大林組から何点か提案がございました。それを第5回審査委員会におきまして、採否を決定いたしまして、VE提案の結果に基づいて変更設計、設計書のほうに反映させているというところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） このとき、スライド条項というものをつけようという提案はなされたのでしょうか。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

ここでいうV E提案でございますが、そういったスライド条項とかそういったことではなく、大林組さんから技術的なところで、私たちはこういった提案があつて、価格が下げられますという提案のことをV E提案というふうになります。

スライド条項というのは、契約の時点で約款等にうたつて、スライド条項を適用させましょうというのが契約の中にうたわれるということになります。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） いや、それは分かっていますよ。分かっています。

今、V E提案と言つてからスライドにいったから、おかしい発想になつたんだと思いますけれども、一応この公共工事、円安、物価高の状況では、来年度部材等々が上がりますので、大体の企業というのは、今、スライド条項を持ち込んでいるんですよ、取引業者に対して。ですから、そういう提案はやつたのかやらないのかだけの話です。

V E提案というのは、コストとか性質、性能、これも勉強してちょっと分かるようになったんですけれども、スライド条項のほうは、もうちょっと前に勉強しておいたので、こういう提案さえしておけば、今、円安だとかだと、電気関係、部材関係が上がるときも、これだけをやっておけば、相手方が安心して入札に参加できるという、そういうのがあつたので、そういうふうにしらないのかということ、もともと考えるに8月と12月、部材関係は5月から10月にかけて相当上がっているんですよ、一気に2倍近く上がっている。ここで、建設資材関係をどうこうするというのは難しい状態だつたんですよ。一番値上がっていたところですよ、見ていたら。

公的固定資産形成の推移というのを見ていましたら、ちょうど2021年から22年に上がって行って、ここに来てまた5月から10月に相当上がっていた時期だつたんです。

もっと言うと、基本的に今、45億8,700万円が新庁舎にかかる。これは単体なんですよね、新庁舎の単体で。これから、備品等々この中に入れるとなると、全体的に幾らになるんだという話なんです。大きさに言うと。

この辺予定は、これ本当に令和7年に完成します。全体的に、これ幾らかかるんですか、今。今は物価高とか円安とかで、上がるのを私も前は認めました。この天井がないような状態で、次から次から何億何億って上がって行って、どの辺で抑えようというのが今ちょっと、今回はびっくりして、これを質疑したわけなんです、今日は。どのぐらいまでで終わるんですか、新庁舎建設は。防災倉庫まで含めると。

（「休議してください」という声あり）

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議いたします。

（午前11時00分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時01分）

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

前回9月の全員協議会におきまして、概算事業費というものも、財政シミュレーションと一緒にご説明したかと思うんですが、今時点で合計で56億4,000万円というところで試算しております。これは、前回皆様にも資料として配付はしております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 11番鈴木勝久君。

○11番（鈴木勝久君） いくら財政事情がいいといいますが、2万人規模の村ですよ。大体これからいくと60億円ぐらいかかるんですよ、庁舎建てるのに。私たちが以前新庁舎建設を見てきたときには、30億円から40億円でした、人口3万人まで混ぜて。だんだん膨らんでいって、物価高騰しているのはわかりますけれども、60億円を新庁舎建設に使う自治体って西郷村以外にありますかね。それを危惧しているんですよ。上がるから、もう今まで決めちゃったからしょうがないという形で上げていますけれども、ほかでも使うところはいっぱいあるはずなんです。

ですから企業の言いなりに、特に私たちが思うのには、この1社入札でやっている。私からすれば、1社入札というのはあまり、いくら契約でそれを大丈夫だと言われていきますけれども、西郷村自体でコストカット、もうちょっと安くするという、そういう考えがないのかというのが何か心配になってきたんです、急に。

前回までは、しょうがない、人件費上げなきゃならないし、実質賃金も下がっている、だからそれはしょうがないんじゃないと思いつつ、ただ、ここにこういう部材、資材関係は円安も関わってきているんですよ。あと、今おっしゃった電気関係が高騰している。これは時期的な部分もあるんです、実際的には。

ですから、これを認めたとしても、その後あと幾らかかるんだというのが今度は心配になってきているんですよ。2万人の村に庁舎が60億円というのは、あんまり聞いたことないですよ。そういう心意気というか心持ちというか、もう出発というか、始まっちゃったからしょうがないみたいな感じがなくて、本当に税金を使って、これだけ4億円も使って大変というか何と言うか、そういう行政側に相当金がかかり始めてきたということに対する気持ちがないように見えちゃって、しょうがないんだという。

だったら、これを上げる前にもう一回見直して、もうちょっとこの辺この辺を最終的に見直し、この辺はコストカットできるよと、そういう、ここ4か月の間にできた

んじゃないかなと思います。素直に業者の言うことを聞いて、素直にその分部材が上がったから上げるんだというのは、何かちょっと違うなという感じがしたので質疑してみました。

以上でございます。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑ありませんか。

13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 13番。議案第92号について、1点質疑をしたいなと思って、今出てまいりました。

新庁舎整備事業、契約についてですけれども、11番議員が先ほど言われたやつは、以前から私ずっと言ってきたことであります。

今回、これを契約するに当たって、今回頂いたこの資料、令和5年第3回臨時会資料、議案第92号関係の中で11ページ、9で審査総評とありますけれども、この中の一文で、西郷村の地域経済の貢献度が高い事業者という言葉がうたわれていますよね。具体的に、西郷村の地域経済にどのくらい貢献していただけるのか、どういう貢献が見込まれるのかお示してください。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

追加資料の結果報告書のところの8ページをご覧くださいと思います。

8ページの2、地域経済への貢献というところで、今回ここで地域経済について評価しております。村内または白河市内に本店等を有する企業への発注や資材調達の実施について具体的な金額や本工事による地域経済への波及効果の提案を配点7点で評価しているところです。

今回、大林組から提案がございましたのは、西郷村、白河市への下請金額が4億5,000万円、その他事務諸経費としましては5,000万円の合計5億円の経済効果があるという提案がございました。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 今、資料の中でこういうふうになっていますよということで説明を受けたんですけれども、先ほど11番議員もお話ありましたように、資材の高騰なり、あと以前、私この場で申し上げたように、資材も今は天井知らずで上がってきている。あとは労務単価、働き方改革もあって、労務単価の引上げなんかもあるということで、いろいろ言ってきましたけれども、これ一つ心配なのは、地元の業者さんに対して、下請、資材発注なんかもそうでしょうけれども、価格たたきをやるんじゃないかという心配をしているんだよ。そういう心配というのは大丈夫なんですか、伺います。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

下請関係の金額につきましては、村のほうとしてもチェックをいたしまして、そう

いったことがないように心がけたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（真船正晃君） 13番上田秀人君。

○13番（上田秀人君） 監視していただくのは、もう当たり前の話だと思うんですよ。昨日、たまたま事業主の方とお話しする機会があって、いろいろお話を聞かせていただいたんですけども、1週間のうちに何回も価格変更でやられると、もう仕事をすればするほど赤字になっていくと、要するに自分の労務単価が出ないような、今契約をせざるを得ないんだと、そういう話がどんどん聞こえてきている。

それに対して、この契約で本当に大丈夫なのかなということを確認したいなと思って出てきたんですけども、ここで言っても質疑から外れますので、ここで終わりにしますけれども、きちんとそこは監視をしていただきたいというふうに申し上げておきます。

以上です。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑はありませんか。

15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 15番。議案第92号について質疑します。

今回の新庁舎建設工事の中で確認なんですよね。あんまり建物の中でなく、この表紙ありますよね、この中の左側の、以前全員協議会とか何かでいろいろ議論したんですけども、緑の芝と木3本ぐらい植わっているのが見えるんですけども、設計の中にもあるんですけども、これはこのような図面どおりやるのか、まず確認したいと思いますので、どうぞよろしく。

○議長（真船正晃君） 企画政策課長。

○企画政策課長（関根 隆君） 質疑にお答えいたします。

第3回臨時会資料、議案第92号関係の工事概要書に平面図を添付しております。

一応、この平面図のところに左側に公園がありまして、このような形で今のところは設計をしているところでございます。

以上です。

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 再度お聞きします。

以前、全員協議会とか、議員と執行部でいろいろと、そのときは課長がいろいろと議員さんの意見を聞いてやるということでしたんですけども、何でかんでこれをやれという形ではなく、私が一番心配しているのは、写真のとおりはすごくいいです、ただし、今後村が管理する場合、維持管理がかかるということ。避難場所ということで、いろいろ説明を受けましたが、植栽を植えると必ずこれは落ち葉が散ったり、木3本生えていますよね、この設計の中で。

この中で、今度緑、当然芝を貼るんですけども、芝を貼ったら伸びる、また今年みたいに猛暑の場合は枯れますよ、一発で。水やり、そういう労務的な管理費がかかるのは当然明らかです。

この境の植栽も多少なりともいいですけれども、私としては、みんな設計屋はきれいに見た目をよく書くんですよ。ところがやはり将来的にずっと考えたら、人工芝なり、全天候の今、陸上競技場みたいなウレタンのああいうやつを敷き詰めて色をつけて、そういうのが何ぼかいいと思うんです。

万が一、災害で来た場合、自衛隊とか大型車両が乗り入れるという説明も受けましたが、こういう芝とか木があったらどうなんですか。見た目はあるんですけれども。現在、文化センター前のあそこで誰一人遊んでいますか。一部広くもないんですけれども、あそこは。草はぼうぼう、植木は伸び放題という。明らかに今後それはあります。

ましては、村の維持管理費ということで明らかに出ますから、そういうことを踏まえても、私、常々言っているんです。設計屋はすごく立派につくります、何でも。ところがやはり後のことを考えて、なるべく経費を抑えるような、それがいいと思います。

先ほど、大分同僚議員からも、二人からは出ましたけれども、建築費にこれほど膨大な金額が増額出ています。なおかつ、これで収まるのかといたら、果たして、私は疑問符します。もう一度課長お願いします。

◎休憩の宣告

○議長（真船正晃君） 暫時休議します。

（午前11時15分）

◎再開の宣告

○議長（真船正晃君） 再開いたします。

（午前11時17分）

○議長（真船正晃君） 15番矢吹利夫君。

○15番（矢吹利夫君） 失礼しました。

いろいろ思うところはあるんですけれども、今後の、村長、要望として、この件に関しての請負契約にしては、私としては納得するところがあります。そういうことで、今後周りの庁舎建設の整備としては要望しておきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（真船正晃君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」という声あり）

○議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

議案第92号「新庁舎整備事業 令和5・6・7年度債務負担行為西郷村新庁舎建設工事請負契約について」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。

（挙手多数）

- 議長（真船正晃君） 挙手多数であります。
よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。
- ◎議案第93号に対する質疑、討論、採決
- 議長（真船正晃君） 次に、日程第5、議案第93号に対する質疑を許します。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。
討論を行います。
（「なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより採決を行います。
議案第93号「令和5年度西郷村一般会計補正予算（第8号）」、本案に対する賛成議員の挙手を求めます。
（挙手多数）
- 議長（真船正晃君） 挙手多数であります。
よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。
以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
なお、本会議中、誤読などによる字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に一任いただきたいと思います。ご異議ありませんか。
（「異議なし」という声あり）
- 議長（真船正晃君） 異議なしと認めます。
よって、議長に一任いただきます。
- ◎閉議の宣告
- 議長（真船正晃君） 以上で本日の会議を閉じます。
- ◎閉会の宣告
- 議長（真船正晃君） これをもちまして、令和5年第3回西郷村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

（午前11時19分）

会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年12月27日

西郷村議会 議長 真船正晃

署名議員 君島栄一

署名議員 鈴木武男